

第4章 環境影響評価の項目の選定

第4章 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）（以下、技術指針という。）の第 5 に基づき、対象事業に係る工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用における各影響要因により、影響を受けるおそれがある大気環境、水環境、自然環境等の中の各環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討のうえ、適切に選定する。

対象事業内容を踏まえ、技術指針の「別表 1-1 影響要因の細区分」における各影響要因に対する該当状況を表 4.1-1 に示す。

表 4.1-1 各影響要因に対する該当状況と該当する環境要素の関連性

影響要因の区分	技術指針別表1-1の影響要因の細区分	該当区別	対象事業の該当状況
工事の実施	重機の稼働	○	施設の建設に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	施設の建設に伴い、建設資材や建設機械の運搬用車両が運行する。
	樹木の伐採・処理	○	施設の建設に伴い、現存するスギ・ヒノキ植林の伐採・処理を行う。
	土地の造成	○	施設の建設に伴い、丘陵部の造成及び工事用道路兼進入路の切土・盛土工事を行う。
	発破	○	丘陵部の造成及び工事用道路兼進入路の切土工事に伴い、発破作業を行う。
	地盤改良	○	施設の建設に伴い、薬液注入を伴う地盤改良は行う。
	工作物の建設	○	最終処分場、中間処理施設、調整池等の工作物を建設する。
	既存工作物の改修・撤去	×	計画地はスギ植林又は水田跡地であり、既存工作物は存在しない。
	工事用道路等の建設	○	施設の建設に際して、工事用道路を建設する。
	土砂の採取	×	施設の建設に際して、対象事業実施区域内においてコンクリート骨材採取や埋立て土砂の採取を目的とした土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理等	○	施設の建設に際して、建設残土や濁水処理に伴う汚泥が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	○	施設の建設に伴い、埋立てによる造成地が整備される。
	工作物の存在	○	最終処分場、中間処理施設、調整池等の工作物が存在する。
	土地の利用	○	施設の存在及び供用により、樹林帯及び湿地帯から施設利用へと土地の利用が変更される。
	工作物の供用・稼働	○	最終処分場、中間処理施設を供用・稼働する。
	発生車両の走行	○	関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	最終処分場、中間処理施設の稼働により、人の健康に有害な物質の使用・排出は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	施設の供用・稼働により、浸出水及び生活排水処理に伴い汚泥が発生する。
	取水用水	○	最終処分場、中間処理施設の稼働に伴い、取水を行う。
	エネルギーの使用	○	最終処分場、中間処理施設の稼働に伴うエネルギーを、すべて電力で賄う。
緑化等	○	施設整備に伴い、法面等の緑化を行う。	

表 4.1-1 の整理結果を踏まえ、環境影響評価の対象項目の選定を表 4.1-2 に、環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由を表 4.1-3(1)～(9)に示す。

選定した環境項目は大気質、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、水質(地下水の水質を除く)、地下水の水質及び水位、地形及び地質、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の計 15 項目とした。

表 4.1-2 環境影響評価の対象項目の選定

環境要素	影響要因		工事の実施										土地又は工作物の存在及び供用													
	大気環境	大気質	環境基準項目	重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工作物の建設	工事中用道路等の建設	廃棄物の発生処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化等					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持及び評価を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫酸化物																							
			窒素酸化物	○																						
			浮遊粒子状物質	○																						
			一酸化炭素																							
			光化学オキシダント																							
	騒音	騒音	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトクロロチレン、ジクロロメタン																							
			ダイオキシン類																							
			塩化水素																							
			粉じん等	○																						
			騒音	○																						
	水環境	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目																							
			大防法規制対象物質・指定物質																							
			特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等																							
			水素イオン濃度																							
			水の汚れ (化学的酸素要求量等)																							
水環境	水質 (地下水の水質を除く)	溶解酸素																								
		全窒素、全磷																								
		健康項目																								
		ダイオキシン類																								
		排水基準項目																								
水環境	水質 (地下水の水質を除く)	要監視項目																								
		水質基準項目																								
		水道水質基準監視項目、快適水質項目																								
		濁り(浮遊物質)																								
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等																								
水環境	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目																								
		排水基準項目																								
		要監視項目																								
		水質基準項目																								
		水道水質基準監視項目、快適水質項目																								
その他の環境	地形及び地質	水素イオン濃度、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等																								
		地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性																								
		地盤沈下量																								
		環境基準項目																								
		大防法規制対象物質・指定物質																								
その他の環境	地形及び地質	目影時間及び日影範囲																								
		電波の受信の状態																								
		動物相、重要な種及び注目すべき生息地																								
		植物相、種生、重要な種及び群落																								
		動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落																								
その他の環境	人と自然との触れ合いの活動の場	地城を特徴づける生態系																								
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場																								
		史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所																								
		歴史的文化的な遺産																								
		景観																								
その他の環境	廃棄物等	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観																								
		一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物																								
		温室効果ガス																								
		温室効果ガス等																								
		環境要素																								

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。

表 4.1-3(1) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

環要要因		環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由		
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成 発破 地盤改良 工作物の建設 工事用道路等の建設 廃棄物の発生処理等	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	三重県下における二酸化硫黄の大気環境中の濃度は、近年低濃度で推移しており、環境基準、三重県の環境保全目標とも達成している。また、ガソリン、軽油の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき規制が図られている。以上のことから、重機の稼働、工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設に用いられる車両からの排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
				窒素酸化物	○	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
				浮遊粒子状物質	○	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
				一酸化炭素	×	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、工作物の建設に用いる車両から発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられる。これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成7年環境庁告示第64号)に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は、「自動車ガスの量の許容限度」(昭和51年環境庁告示第1号)に基づきそれぞれ規制が図られており、これらの車両による排出量は少ないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
				光化学オキシダント	×	
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
				ダイオキシン類	×	
				大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(塩化水素)	×	
				粉じん等	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、土地の造成に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。
				騒音	騒音	○
		振動	振動	○		
		低周波空気振動	低周波空気振動	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工事中の発破作業による低周波空気振動による環境影響が考えられるため、選定した。	
		悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	工事計画において、対象事業実施区域内に悪臭を発生させる物質等の持込や行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3(2) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

環要要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成	水質 (地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度	○	<p>工作物の建設において、コンクリート打設及び地盤改良を行うため、沢水の水素イオン濃度(pH)への環境影響が考えられるため、選定した。</p> <p>工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p>
				水の汚れ(化学的酸素要求量等)	×	
				溶存酸素	×	
				全窒素、全磷	×	
				健康項目	×	
				ダイオキシン類	×	
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
			水質基準項目	×		
			水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
	土地の造成	水底の底質	環境基準項目	水の濁り(浮遊物質量)	○	<p>土地の造成及び工事用道路等の建設により、濁水の発生による環境影響が考えられるため、選定した。</p> <p>工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p>
				塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×	
	地盤改良	地下水の水質及び水位	環境基準項目	環境基準項目	×	<p>工事計画において、浚渫、化学薬品を用いた地盤改良等、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p>
				排水基準項目	×	
	工作物の建設	地下水の水質及び水位	要監視項目	要監視項目	×	
				水底土砂の判定基準	×	
	工事用道路等の建設	地下水の水質及び水位	水質基準項目	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×	
				水質基準項目	×	
	廃棄物の発生処理等	地下水の水質及び水位	水道水質基準監視項目、快適水項目	水道水質基準監視項目、快適水項目	×	<p>工事計画において、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水等は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p>
				水素イオン濃度、塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	○	
地形及び地質	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○	<p>土地の造成(新たに切土法面や盛土法面の建設、人工盛土地質の整備)に伴い、地形及び地質、土地の安定性への影響が考えられるため、選定した。</p>	
			地盤沈下量	×		
	地盤	地盤沈下量	地盤沈下量	×	<p>地盤沈下の主な原因となる地下水の取水は行わず、地盤沈下の要因となる厚い軟弱地質(粘性土)が存在せず、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p>	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3(3) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因		環要素	対象項目	選定理由及び除外理由							
工事の実施	重機の稼働	土壌	環境基準項目	×	工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はない。なお、岩石には自然的に重金属が含まれていることがあり、土地の造成において、対象事業区域内に分布する花崗岩および風化花崗岩を対象とした掘削工事や掘削土砂の盛土材料への転用した場合、工事箇所から規制基準値を超過した重金属が溶出し、周辺地下水や河川に影響を与える可能性が考えられる。このため、工事計画立案前に、事前調査として現地地質を対象に土壌環境基準項目に係る含有量及び溶出試験を行い、その安全性を確認する。事前調査で土壌環境基準以上の濃度が検出された場合は、環境要素として選定するものとし、方法書時点では除外した。						
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。						
	資材の運搬	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、また、周辺に阻害されるような住居、施設等は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。						
	樹木の伐採・処理		電波障害	電波の受信の状態	×	工事の実施において、対象事業実施区域周辺地域に対して電波障害を発生させるような行為は行わない。また、対象事業実施区域周辺の住居等に対しては、現況においてケーブルテレビが整備されているため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。					
	土地の造成	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、樹木の伐採・処理、土地の造成、発破、工作物の建設、工事用道路等の建設による陸生動物の生息環境への影響が考えられるため選定した。						
	発破				陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	樹木の伐採・処理、土地の造成、工事用道路等の建設に伴い、陸生植物の生育環境への影響が考えられるため、選定した。			
	工作物の建設							水物生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	土地の造成及び工事用道路等の建設に伴い、水生生物の生息生育環境への影響が考えられるため選定した。
	地盤改良										生態系
	工事用道路等の建設	廃棄物の発生処理等									

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3(4) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由(工事の実施)

影響要因		環要素	対象項目	選定理由及び除外理由
工事の実施	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	資材の運搬に伴う工事用車両の走行により、主要な活動の場である八手俣川やキャンプ場等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、選定した。
	重機の稼働 資材の運搬	歴史的文化的な遺産	×	対象事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。また、工事計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	樹木の伐採・処理	景観	×	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設が景観に及ぼす影響は一時的であること、また造成地は樹木に囲まれており周辺地域からは造成面が直接見通せないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	土地の造成 発破	景観	×	重機の稼働、資材の運搬に伴う工事用車両の走行、土地の造成、施設の建設が景観に及ぼす影響は一時的であること、また造成地は樹木に囲まれており周辺地域からは造成面が直接見通せないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	地盤改良 工作物の建設	廃棄物等	○	樹木の伐採・処理に伴う伐採木、土地の造成に伴う建設発生土及び濁水処理に伴う汚泥等の建設副産物の発生が考えられるため、選定した。
	工事用道路等の建設	温室効果ガス等	×	重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の温室効果ガスの発生が考えられるものの、使用する台数は少なく、排出量は少ないと考えられる。したがって、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	廃棄物の発生処理等	オゾン層保護法規制対象物質	×	工事計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3 (5) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (存在及び供用)

影響要因	環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	大気質	環境基準項目	硫黄酸化物	×	施設利用計画において、硫黄酸化物を発生させるような施設はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			窒素酸化物	○	関係車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。
			浮遊粒子状物質	○	関係車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
			一酸化炭素	×	施設利用計画において、有害物質が発生するような施設はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			光化学オキシダント	×	
			ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×	
			ダイオキシン類	×	
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	
			粉じん等	×	
			騒音	騒音	○
	振動	振動	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、工作物の供用・稼働（中間処理施設及び浸出水処理プラントの稼働）による低周波空気振動の発生が考えられるため、選定した。	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	○	工作物の供用・稼働（一般廃棄物の埋立作業、中間処理施設）により発生する悪臭の発生が考えられるため、選定した。	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3 (6) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (存在及び供用)

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由			
土地又は工作物の存在及び供用	水質 (地下水の水質を除く)	水素イオン濃度	○	工作物の供用・稼働により、施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水が公共用水域へ放流されるため、選定した。		
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	○			
		溶存酸素	○			
		全窒素、全磷	○			
		環境基準項目	健康項目	×	埋立地はクローズドシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理施設において処理した後、最終処分場内で循環利用する。また、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用とする計画である。したがって、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。 ※最終処分場の供用・稼働後においては、河川への定期的なモニタリング調査を行う。項目、測定頻度、測定地点については、今後検討を行い、決定する。	
			ダイオキシン	×		
		排水基準項目	×			
		要監視項目	×			
		水質基準項目	×			
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×			
		水の濁り(浮遊物質)	×			
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	○	土地の利用として、樹林帯及び湿地帯から施設利用への変更に伴って、流出係数が変化し、降雨時における沢水流量が変化する可能性があるため、選定した。		
		水底の底質	環境基準項目	×		埋立地はクローズドシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理プラントにおいて処理した後、処理場内で循環させる。リサイクルセンターからの排水も同様に循環利用とする計画である。また、施設からの生活排水は合併浄化槽で処理され、処理水は公共用水域に放流するが、その放流量は少量である。したがって、左記に示す項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
			排水基準項目	×		
			要監視項目	×		
水底土砂の判定基準	×					
硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×					

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3 (7) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (存在及び供用)

影響要因	環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	<p>埋立地はクローズドシステム最終処分場であり、浸出水はすべて浸出水処理施設において処理した後、最終処分場内で循環利用する。また、破碎選別処理施設及びリサイクルセンターからの排水も同様に循環利用とする計画である。したがって、左記に示す水質項目等に対して影響を及ぼす排水等を行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。</p> <p>※最終処分場の供用・稼働後においては、施設周辺に設置する観測井戸において定期的なモニタリング調査を行う。モニタリングは以下の内容を想定している。</p> <p>【モニタリング内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位計測 ・塩素イオン濃度 ・電気伝導度 ・地下水の環境基準項目等
		排水基準項目	×	
		要監視項目	×	
		水質基準項目	×	
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×	
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	○	
	地形及び地質	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○	<p>造成地の存在(人工盛土地質の存在)及び工作物の存在により、地形及び地質、土地の安定性への影響が考えられるため、選定した。</p>
	地盤	地盤沈下量	×	<p>施設給水として、敷地内に揚水井戸を設置し、地下水くみ上げによる地盤沈下の可能性があるが、対象事業実施区域内で地盤沈下の可能性のある地質は、谷底の堆積物であり、盛土の基礎地盤として軟弱なため掘削除去を行うため、地盤沈下の発生は想定されない。また、対象事業実施区域周辺に対しては、河川沿いに地盤沈下の可能性のある地質が分布するが、集水域が異なるため、直接地下水系は連動していないことから地盤沈下を誘引することはない。したがって、選定しない。</p>
	エネルギーの使用			
	緑化等			

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
 対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3 (8) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (存在及び供用)

影響要因	環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由	
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在	土壌	環境基準項目	×	施設利用計画において、土壌汚染の原因となる有害物質等を排出するような施設や行為は行わない。なお、岩石には自然的に重金属が含まれていることがあり、造成地の存在において、対象事業区域内に分布する花崗岩および風化花崗岩を対象とした掘削工事や掘削土砂の盛土材料への転用した場合、工事箇所から規制基準値を超過した重金属が溶出し、周辺地下水や河川に影響を与える可能性が考えられる。このため、工事計画立案前に、事前調査として現地地質を対象に土壌環境基準項目に係る含有量及び溶出試験を行い、その安全性を確認する。事前調査で土壌環境基準以上の濃度が検出された場合は、環境要素として選定するものとし、方法書時点では除外した。
			大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	施設利用計画において、土壌汚染の原因となる有害物質等を排出するような施設や行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	土地の利用 工作物の供用・稼働	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	施設利用計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して日照障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、また、周辺に阻害されるような住居、施設等は存在しないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	発生車両の走行 廃棄物の発生・処理	電波障害	電波の受信の状態	×	施設計画において、対象事業実施区域周辺地域に対して電波障害を発生させるような行為は行わない。また、対象事業実施区域周辺の住居等に対しては、現況においてケーブルテレビが整備されているため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	取水用水 エネルギーの使用 緑化等	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、関係車両の走行及び緑化等による陸生動物の生息環境への影響が考えられるため、選定した。
		陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	造成地の存在、工作物の存在、土地の利用及び緑化等による陸生植物の生育環境への影響が考えられるため、選定した。
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	造成地の存在、工作物の存在、土地の利用及び工作物の供用・稼働による水生生物の生息生育環境への影響が考えられるため、選定した。

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

表 4.1-3 (9) 環境影響評価の対象項目の選定理由及び除外理由 (存在及び供用)

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由
土地又は 工作物の存在 及び供用	造成地の存在	生態系	地域を特徴付ける生態系	○	造成地の存在、工作物の存在、土地の利用、工作物の供用・稼働、関係車両の走行及び緑化等による生態系への影響が考えられるため、選定した。
		人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	関係車両の走行により、主要な活動の場である八手俣川やキャンプ場等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、選定した。
	工作物の存在	歴史的な文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	対象事業実施区域内には、歴史的文化的な遺産等は存在しない。また、施設利用計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産等に影響を及ぼすような行為は行わないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	土地の利用	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	対象事業実施区域内には主要な眺望点、景観資源は存在しない。また、施設は樹木に囲まれており周辺地域からは施設が直接見通せないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
	工作物の供用・稼働				
	発生車両の走行	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	廃棄物の発生・処理として、浸出水処理プラントの稼働に伴う処理汚泥が生ずるため、選定した
	廃棄物の発生・処理				
	取水用水	温室等 効果ガス	温室効果ガス	○	工作物（最終処分場、中間処理施設及び浸出水処理プラント）の供用・稼働、関係車両の走行及びエネルギーの使用に伴い、温室効果ガスが発生するため、選定した。
	エネルギーの使用		オゾン層保護法規制対象物質	×	施設利用計画において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、環境保全上の支障は生じないと考えられることから、項目から除外した。
緑化等					

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。